

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：匝瑳市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.7%
全職員	68.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	94.2%
本庁課長補佐相当職	95.5%
本庁係長相当職	97.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.4%
31～35年	88.6%
26～30年	91.9%
21～25年	76.6%
16～20年	85.2%
11～15年	94.7%
6～10年	91.2%
1～5年	94.3%

【説明欄】

- 病院事業の職員については、職種による男女比率の偏り及び給与水準の差が大きく、全体の算出値に与える影響が大きいことから、対象に含めていません。
- 職員数の算定に当たっては、週の勤務時間が38時間45分の職員を1人として換算しています。また、週の勤務時間が38時間45分に満たない職員については、〔当該職員の週の勤務時間÷38時間45分〕人として換算しています。
【例】週23時間15分勤務の職員…0.6人に換算
- 扶養手当や住居手当については、世帯主や住居の契約者となっている男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男女の割合は男性職員82.3%・女性職員17.7%、住居手当の受給者に占める男女の割合は男性職員69.0%・女性職員31.0%となっています。
- 全職員に占める男性の会計年度任用職員の割合が6.9%であるのに対し、全職員に占める女性の会計年度任用職員の割合は37.2%となっています。任期の定めのない常勤職員と比べて会計年度任用職員は給与水準が低いことから、全職員に占める女性の会計年度任用職員の比率の高さが影響し、「全職員」の職員区分における男女の給与の差異が大きくなっています。
- 役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」の区分については、該当する職員がいないため「—」と表示しています。
- 教育委員会の管理主事、指導主事及び社会教育主事については、匝瑳市で採用される前の他の地方公共団体の職員だった期間を勤続年数に含めています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。